

令和3年度 法科大学院入学者選抜試験問題

商法・民事訴訟法・刑事訴訟法

1. 試験開始の合図があるまで、この問題用紙の中を見てはいけません。
2. 試験時間は、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法の3科目で90分です。
3. 試験中に問題用紙の印刷不鮮明や解答用紙の汚れ等に気付いた場合は、手を挙げて監督者に知らせてください。
4. 解答にあたっては、六法の使用を認めません。
5. 解答にあたっては、必ず黒か青のペンまたはボールペン(鉛筆は不可)を使用してください。
6. 解答用紙に記入するときには、下記の点に注意してください。
 - (1) 受験番号・氏名を所定欄に記入してください。
 - (2) 訂正する場合は、＝線で消すなどして、分かりやすく訂正してください。
 - (3) 解答用紙は、折り曲げたり汚したりしないでください。
7. 問題用紙の余白等は適宜利用してかまいません。
8. 試験終了後、問題用紙は持ち帰ってください。

【商 法】

以下の第1問から第15問について、会社法の規定又は判例の趣旨等に照らし、正しいもの、誤っているもの又は適切なものを1つ選び、その数字を解答欄に記入しなさい。

第1問 会社法の総則ないし機関等について、以下の記述のうち正しいものを1つ選びなさい。

1. 大会社は、最終事業年度に係る貸借対照表上の負債の部の合計額のみから判断される。
2. 公開会社は、一部の株式であっても、譲渡制限株式を発行することはできない。
3. 会社の支配人は、他の使用人を選任し、又は解任することができる。
4. 指名委員会等設置会社には、代表取締役を置かなければならない。
5. 最高裁判所の判例によれば、会社は政党に政治資金を寄附する能力を有しない。

第2問 株式会社の設立について、以下の記述のうち誤っているものを1つ選びなさい。

1. 株式会社の定款には、発起人の氏名又は名称及び住所を記載し、又は記録しなければならない。
2. いわゆる変態設立事項には、一定の例外を除き、設立費用も含まれる。
3. 公開会社において設立時発行株式の総数は、発行可能株式総数の4分の1を下ることができない。
4. 株式の発行に係る払込みを仮装する見せ金については、会社法上刑事罰の規定が設けられていない。
5. 募集設立の場合には、創立総会を招集する必要はない。

第3問 株式又は株主等について、以下の記述のうち正しいものを1つ選びなさい。

1. 子会社が親会社の株式を取得することは、原則として自由にできる。
2. 株主は、連帯して、株式会社の債務を弁済する責任を負う。
3. 最高裁判所の判例の趣旨によれば、株主の議決権等の行使を回避する目的による金員の交付は、会社法120条の利益供与の禁止規定には該当しない。
4. 株式会社の解散判決請求権は、少数株主権である。
5. 新株予約権の譲渡は、制限することができない。

第4問 株主総会について、以下の記述のうち誤っているものを1つ選びなさい。

1. 株主総会は、必要がある場合には、いつでも、招集することができる。
2. 株主総会の招集通知は、必ず書面でしなければならない。
3. 取締役会設置会社において、株主総会は、定められた目的である事項（議題）以外の事項については、原則として決議をすることができない。
4. 株主総会の議長は、当該株主総会の秩序を乱す者を退場させることができる。
5. 株主は、営業時間内は、いつでも株主総会の議事録の閲覧を請求することができる。

第5問 代表取締役又は取締役について、以下の記述のうち正しいものを1つ選びなさい
(監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社は除く)。

1. 代表取締役は、取締役会設置会社の業務を執行する。
2. 最高裁判所の判例によれば、取締役会設置会社では株主全員の合意があっても、取締役と会社との間の利益相反取引については、必ず取締役会の承認が必要である。
3. 取締役の報酬等については、定款に当該事項を定めていないときは、取締役会の決議によって定めなければならない。
4. 大会社においては、3人以上の社外取締役を置かなければならなければならない。
5. 非公開会社において、株主が取締役の違法行為に対し差止めを請求するためには、6か月前から継続して当該会社の株式を保有していなければならない。

第6問 取締役会について、以下の記述のうち誤っているものを1つ選びなさい(監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社は除く)。

1. 取締役会設置会社は、原則として監査役を置かなければならない。
2. 取締役会は、多額の借財の決定について、取締役に委任することができない。
3. 取締役会においては、招集の手続を経ることなく開催することは、一切認められていない。
4. 最高裁判所の判例によれば、会社法上必要とされる取締役会の決議を経ない取引であっても、原則として有効である。
5. 特別取締役による取締役会の決議を行うには、取締役の数が6人以上でなければならない。

第7問 監査役又は会計監査人について、以下の記述のうち正しいものを1つ選びなさい。

1. 株式会社の監査役が、その子会社の使用人を兼ねることは禁止されている。
2. 監査役は、取締役とともに、計算書類を作成しなければならない。
3. 監査役会の半数以上は、常勤の監査役でなければならない。
4. 会計監査人の任期は、取締役と同じく原則として、2年である。
5. 会計監査人が、定時株主総会に出席して意見を述べることは常に認められていない。

第8問 株式会社の計算又は社債について、以下の記述のうち誤っているものを1つ選びなさい。

1. 株式会社は、その成立の日における貸借対照表を作成しなければならない。
2. 株式会社は、計算書類を作成した時から10年間、当該計算書類及びその附属明細書を保存しなければならない。
3. 株式会社は、臨時決算日における臨時計算書類を作成することができる。
4. 株式の発行における払込又は給付に係る額は、すべて資本金として計上しなければならない。
5. 2以上の社債管理者があるときは、これらの者が共同してその権限に属する行為をしなければならない。

第9問 持分会社について、以下の記述のうち正しいものを1つ選びなさい。

1. 持分会社の設立時の原始定款には、公証人の認証が必要である。
2. 持分会社においては、持分の譲渡は、絶対的に禁止されている。
3. 持分会社の業務を執行する社員は、善管注意義務と忠実義務を負う。
4. 持分会社の社員は、10名以内に制限されている。
5. 持分会社の社員は退社した後、会社の債務につき責任を問われることは一切ない。

第10問 会社の組織再編について、以下の記述のうち誤っているものを1つ選びなさい。

1. 合併においては、契約によって権利義務の一部だけを承継することはできない。
2. 会社が吸収分割をする場合においては、吸収分割承継会社との間で、吸収分割契約を締結しなければならない。
3. 株式交換とは、株式会社がその発行済株式の全部を他の株式会社又は合同会社に取得させるものである。
4. 株式移転においては、親会社が新設される。
5. 事業譲渡において、反対株主は、原則として会社に対し株式買取請求権を行使できない。

第11問 以下の記述の空欄に適切なものを1つ選びなさい。

株式会社は、取締役が株主でなければならない旨を定款で定めることができないが、()でない株式会社においては、この限りでない。

1. 大会社
2. 上場会社
3. 公開会社
4. 親会社
5. 持株会社

第12問 以下の記述の空欄に適切なものを1つ選びなさい。

株主総会等の決議については、決議の内容が()に違反することを理由として、決議が無効であることの確認を、訴えをもって請求することができる。

1. 法令
2. 取締役会規則
3. 信義則
4. 定款
5. 商慣習

第13問 以下の記述の空欄に適切なものを1つ選びなさい。

剰余金の配当により、株主に対して交付する金銭等の帳簿価額の総額は、その効力を生ずる日における（ ）を超えてはならない。

1. 資産の額
2. 分配可能額
3. 法定準備金の額
4. 資本金の額
5. 負債の額

第14問 以下の記述の空欄に適切なものを1つ選びなさい。

会計監査人に選任された（ ）は、その社員の中から会計監査人の職務を行うべき者を選定し、これを株式会社へ通知しなければならない。

1. 上場会社
2. 弁護士法人
3. 合同会社
4. 税理士法人
5. 監査法人

第15問 以下の記述の空欄に適切なものを1つ選びなさい。

基準日を定める場合には、株式会社は、基準日株主が行使できる権利（基準日から（ ）以内に行使できるものに限る。）の内容を定めなければならない。

1. 2週間
2. 20日
3. 3週間
4. 3か月
5. 6か月

以 上

【民事訴訟法】

問1～10〔配点：各1点〕

以下の各問いについて、それぞれ内容が正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。なお、争いがある場合には判例によるものとする。

問1

財産権上の訴えは、義務履行地を管轄する裁判所に提起することができる。

問2

裁判所の管轄は、事実審口頭弁論終結時を標準として定める。

問3

期日は、申立てまたは職権により、裁判所が指定する。

問4

被保佐人が、自ら訴えを提起するには保佐人の同意を要するが、相手方が提起した訴えに応訴するには、保佐人の同意を要しない。

問5

買主がAかBかよく分からない場合、売主はAに対する代金請求とBに対する代金請求の訴えを共同訴訟として提起し、同時審判の申出をすることができる。

問6

補助参加は他人間に訴訟が係属することを前提とするから、再審の訴えの提起とともに補助参加の申出をすることはできない。

問7

裁判長は、最初にすべき口頭弁論の期日前に、当事者から、訴訟の進行に関する意見その他訴訟の進行について参考とすべき事情の聴取をすることができる。

問8

決定および命令は、相当と認める方法で告知することによって、その効力を生ずる。

問9

高等裁判所においては、受命裁判官が書面による準備手続をすることができる。

問10

控訴の提起は、控訴状を第一審裁判所または控訴裁判所に提出して行わなければならない。

問 11～20 [配点：各 3 点]

以下の問いについて、選択肢 1～5のうちから 1つ選びなさい。なお、判例がある場合には、判例に照らして解答しなさい。

問 11 移送に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

1. 裁判所は、訴訟の全部または一部がその管轄に属しないと認めるときは、申立てまたは職権により、これを管轄裁判所に移送する。
2. 地方裁判所は、訴訟がその管轄区域内の簡易裁判所の管轄に属する場合でも、相当と認めるときは、その簡易裁判所の管轄が専属管轄である場合を除いて、申立てまたは職権により、その訴訟の全部または一部について自ら審判することができる。
3. 簡易裁判所は、その管轄に属する不動産に関する訴訟につき被告の申立てがあるときは、その申立て前に被告が本案について弁論をしたときを除き、訴訟の全部または一部をその所在地を管轄する地方裁判所に移送しなければならない。
4. 簡易裁判所は、訴訟がその管轄に属する場合においても、相当と認めるときは、申立てまたは職権により、訴訟の全部または一部をその所在地を管轄する地方裁判所に移送することができる。
5. 簡易裁判所は、訴訟がその管轄に属する場合においても、当事者がその所在地を管轄する地方裁判所への移送を申し立て、相手方がこれに同意したときは、必ず訴訟の全部または一部を申立てに係る地方裁判所に移送しなければならない。

問 12 次のうち、訴訟委任による訴訟代理人が特別委任がなければできないことはどれか。

1. 相手方の提起した反訴に対する応訴
2. 代理人の選任
3. 訴訟提起の委任を受けた事件に関する仮差押えの申立て
4. 確定勝訴判決によって認められた債権に関して弁済を受けること
5. 確定勝訴判決によって認められた債権に関する強制執行

問 13 次のうち、固有必要的共同訴訟ではないものはどれか。

1. 共有者が第三者に対して共有権の確認を求める訴え
2. 3人以上の共有者がいる場合において、共有物分割の訴え
3. 入会権者が数人いる場合において、入会権者から土地所有者に対する入会権確認の訴え
4. 不動産の共有者がその所有名義人に対して登記の全部の抹消を求める訴え
5. 甲地と乙地が隣接している場合において、甲地の共有者が乙地の所有者に対して提起する境界確定の訴え

問 14 独立当事者参加に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

1. 独立当事者参加は、本訴訟が控訴審に係属中でもできる。
2. 独立当事者参加は、本訴訟が上告審に係属中でもできる。
3. 独立当事者参加は、本訴訟の当事者の一方のみを相手取ってすることもできる。
4. 本訴訟の請求棄却を求めるのみで、参加人独自の請求を立てない独立当事者参加は不適法である。
5. 独立当事者参加の申出は、時効の完成猶予・期間遵守の効力を有する。

問 15 口頭弁論と審尋に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

1. 審尋は口頭弁論ではないから、公開する必要はない。
2. 審尋の期日には、必ずしも当事者双方を呼び出さなくともよい。
3. 任意的口頭弁論の期日は、公開しなくともよい。
4. 任意的口頭弁論の場合には、口頭弁論を開いたときも、その期日で口頭で陳述されなかった資料を裁判の基礎として斟酌することができる。
5. 訴えが不適法でその不備を補正することができないときは、裁判所は、口頭弁論を経ないで、判決で、訴えを却下することができる。

問 16 期日における当事者の欠席に関する次の記述のうち、正しいものの組み合わせはどれか。

ア 当事者双方が最初にすべき口頭弁論の期日に出頭しないときは、裁判所は、当事者双方が提出した訴状または答弁書その他の準備書面に記載した事項を陳述したものとみなすことができる。

イ 裁判所は、当事者双方が口頭弁論の期日に出頭しない場合、審理の現状および当事者の訴訟追行の状況を考慮して相当と認めるときは終局判決をすることができるが、当事者の一方が口頭弁論の期日に出頭しない場合には、そのようなことはできない。

ウ 裁判所は、当事者双方が期日に出頭しない場合においても、証拠調べをすることができる。

エ 当事者双方が、口頭弁論の期日に出頭せず、かつ、1月以内に期日指定の申立てをしないときは、訴えの取下げがあったものとみなされる。

オ 公示送達によって呼出しを受けたために、当事者の一方が口頭弁論の期日に欠席して相手方の主張した事実を争わなかった場合には、当該事実を自白したものとみなされる。

1. アとウ
2. イとウ
3. イとオ
4. ウとエ
5. エとオ

問 17 訴えの変更に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

1. 新旧請求の間に請求の基礎の同一性がない場合であっても、被告の同意があれば、訴えの変更をなしうる。
2. 著しく訴訟手続を遅延させることとなる場合であっても、被告の同意があれば、訴えの変更をなしうる。
3. 控訴審における訴えの変更には、第一審の被告の同意が必要である。
4. 少額訴訟においては、訴えの変更をすることはできない。
5. 原告は、訴えを提起した後に請求額を拡張したときであっても、手数料を追加して納める必要はない。

問 18 弁論主義に関連した次の記述のうち、誤っているものの組み合わせはどれか。

- ア 間接事実は、当事者が主張していないものであっても、判決の基礎とすることができる。
- イ 売買代金支払請求訴訟において、当事者が契約締結の日を1月10日と主張したのに対し、裁判所は証拠調べの結果1月11日と認定しても構わない。
- ウ 裁判所が職務上知りえた事実は、主要事実であっても、裁判所は、当事者の主張なしに、これを判決の基礎とすることができる。
- エ 民法 587 条に規定された金銭の授受と返還約束は、貸金返還請求訴訟における主要事実である。
- オ 弁済の事実は民法 587 条に規定された事実ではないので、貸金返還請求訴訟における主要事実ではない。

1. アとウ 2. イとオ 3. ウとオ 4. ウとエ 5. エとオ

問 19 A は、B との間の絵画甲の本件売買契約に基づいて、B に対して 100 万円の売買代金の支払請求の訴え（前訴）を提起し、勝訴判決（前訴判決）を受けて確定した。その後、B は A に対して、その売買代金債務の不存在確認の訴え（後訴）を提起した。この場合に関する次の記述のうち、正しいものの組み合わせはどれか。

- ア 後訴における「本件売買契約に基づく 100 万円の売買代金債務は、前訴の第 1 審口頭弁論終結前に弁済した」との B の主張は、前訴判決の既判力に抵触しない。
- イ 後訴における「本件売買契約は A の強迫に基づいて締結したものであるから、これを取り消す」との B の主張は、前訴判決の既判力に抵触しない。
- ウ 後訴における「本件売買契約に基づく 100 万円の売買代金債務については、前訴の第 1 審口頭弁論終結前に消滅時効が完成していたから、これを援用する」との B の主張は、前訴判決の既判力に抵触しない。
- エ 後訴における「本件売買契約の締結前に発生した B の A に対する貸金債権 200 万円をもって、本件売買契約に基づく 100 万円の売買代金債権と相殺する」との B の主張は、前訴判決の既判力に抵触しない。
- オ 後訴における「本件売買契約に基づく 100 万円の売買代金債務は、前訴が上告審係属中に弁済した」との B の主張は、前訴判決の既判力に抵触しない。

1. アとエ 2. イとウ 3. イとオ 4. ウとエ 5. エとオ

問 20 簡易裁判所の訴訟手続に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- 1. 簡易裁判所は、訴訟の目的の価額が 140 万円を超えない請求に関して、第 1 審の裁判権を有する。
- 2. 簡易裁判所では、口頭で訴えを提起することができる。
- 3. 民事上の争いについては、当事者は、請求の趣旨および原因並びに争いの実情を表示して、相手方の普通裁判籍所在地を管轄する簡易裁判所に和解の申立てをすることができる。
- 4. 簡易裁判所では、裁判所は、相当と認めるときは、証人もしくは当事者本人の尋問または鑑定人の意見の陳述に代えて、書面の提出をさせることができる。
- 5. 簡易裁判所では、訴訟の目的の価額が 30 万円以下の金銭の支払の請求を目的とする訴えについて、少額訴訟による審理および裁判を求めることができる。

以 上

【刑事訴訟法】

【問1】次のアからオまでの各記述のうち、正しいものは幾つあるか。後記1から6までのうちから1つ選びなさい。ただし、判例がある場合には、それに照らして考えるものとする。

- ア 検視を行うに当たっては、死因の確認のために、裁判官の発付する令状なくして、対象となる死体から注射器を用いて血液を採取したり、腹部を切開したりすることができる。
 - イ 被害者の法定代理人たる親権者が2人いるときは、その各自が被害者の法定代理人として、告訴をすることができる。
 - ウ 司法警察員は、告発を受けたときは、速やかにこれに関する書類及び証拠物を検察官に送付しなければならない。
 - エ 検察官又は司法警察員は、口頭による自首を受けたときは調書を作らなければならない。
 - オ 警察官は、異常な挙動その他周囲の事情から合理的に判断して何らかの罪を犯したと疑うに足りる相当な理由のある者を停止させて質問することができる。また、質問するため、付近の警察署に同行することを求めることもできる。
1. 0個 2. 1個 3. 2個 4. 3個 5. 4個 6. 5個

【問2】次のアからオまでの各記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から6までのうちどれか。1つ選びなさい。

- ア 令状主義とは、捜査機関が強制処分を行うにあたっては、裁判官が事前・事後に発付する令状が必要とされるとする原則をいう。
 - イ 強制捜査と任意捜査の区別について、判例は、相手方の意思を抑圧する有形力の行使の有無をその基準としている。
 - ウ 任意捜査は、権利・利益侵害の程度の低い捜査手法ではあるが、捜査機関の裁量に委ねられているわけではなく、また、法律に直接の規定が必要でないというにとどまる。
 - エ 令状主義及び強制処分法定主義は、いずれも強制捜査を統制するものであるが、いずれにも例外が認められている。
 - オ 電気通信の傍受（ただし、通信の当事者のいずれの同意も得ないもの）は、刑事訴訟法上、強制捜査に該当する。また、写真撮影（ただし、身体の拘束を受けている被疑者に対するものを除く）は、刑事訴訟法に直接の規定はないが、判例によると、強制捜査に該当する場合がある。
1. アウ 2. アオ 3. イウ 4. イエ 5. ウオ 6. エオ

【問3】次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から6までのうちどれか。1つ選びなさい。ただし、判例がある場合には、それに照らして考えるものとする。

- ア 司法巡査が逮捕状により被疑者を逮捕したときは、直ちにこれを司法警察員に引致しなければならない。

- イ 司法警察員は、逮捕状により被疑者を逮捕したときは、直ちに犯罪事実の要旨及び弁護人を選任することが出来る旨を告げた上、弁解の機会を与え、留置の必要があると思料するときは被疑者が身体を拘束された時から48時間以内に裁判官に被疑者の勾留を請求しなければならない。
 - ウ 検察官は、逮捕状により被疑者を逮捕したときは、直ちに犯罪事実の要旨及び弁護人を選任することができる旨を告げた上、弁解の機会を与え、留置の必要があると思料するときは被疑者が身体を拘束された時から48時間以内に裁判官に被疑者の勾留を請求しなければならない。
 - エ 被疑者の勾留の請求を受けた裁判官は、保釈を除き、その処分に関して裁判所又は裁判長と同一の権限を有する。
 - オ 被疑者を勾留した事件につき、勾留の請求をした日から10日以内に公訴を提起しないときは、検察官は、直ちに被疑者を釈放しなければならない。裁判官はやむを得ない事由があると認めるときは、検察官の請求により、前記期間を延長することができる。この期間の延長は、通じて20日を超えることができない。
1. ア ウ 2. ア オ 3. イ ウ 4. イ エ 5. ウ オ 6. エ オ

【問4】 刑事訴訟法第89条の必要的保釈（権利保釈）に関する次の1から5までの各記述のうち、誤っているものはどれか。1つ選びなさい。

- 1 殺人罪で公訴を提起され、同罪で勾留中の被告人甲が保釈を請求した場合、裁判所は、同条による保釈を許可することはできない。
- 2 傷害罪で公訴を提起され、同罪で勾留中の被告人甲が保釈を請求したが、甲に殺人罪で有期懲役刑の実刑判決を受けた前科がある場合、裁判所は、同条による保釈を許可することはできない。
- 3 傷害罪で公訴を提起され、同罪で勾留中の被告人甲が保釈を請求したが、甲に逃亡すると疑うに足りる相当な理由がある場合、裁判所は、同条による保釈を許可することはできない。
- 4 被害者を乙とする傷害罪で公訴を提起され、同罪で勾留中の被告人甲が保釈を請求したが、甲に乙を畏怖させる行為をすると疑うに足りる相当な理由がある場合、裁判所は、同条による保釈を許可することはできない。
- 5 傷害罪で公訴を提起され、同罪で勾留中の被告人甲が保釈を請求したが、甲が定まった住居を有しない場合、裁判所は、同条による保釈を許可することはできない。

【問5】 以下の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。ただし、判例がある場合には、それに照らして考えるものとする。

- 1 処分を受ける者に対する搜索差押許可状の呈示は、処分を受ける者に受忍すべき範囲を明示しかつ捜査への防御の機会を与えるものであるから、警察官らが、被疑者が宿泊しているホテル客室に対する搜索差押許可状を執行するにあたり、搜索差押許可状の呈示に先立って警察官らがホテル客室に入室し、差押え対象物件である覚せい剤の搜索を差し押さえたのとほぼ同時に被疑者に搜索差押許可状を呈示する措置は、違法である。

- 2 捜索差押えは裁判官の事前の司法審査を経ていなければ許されないから、警察官が、被疑者に対する覚せい剤取締法違反被疑事件につき、捜索場所を被疑者方居室等、差し押さえるべき物を覚せい剤等とする捜索差押許可状に基づき、被疑者立会いの下に上記居室を捜索中、宅配便の配達員によって被疑者あてに配達され、被疑者が受領した荷物を捜索するには、新たな捜索差押許可状がなければ行うことができない。
- 3 刑訴法 220 条 1 項 2 号にいう「逮捕の現場」の範囲については、少なくとも被逮捕者の身体又は所持品が含まれるが、この場合においては、逮捕現場付近の状況に照らし、被疑者の名誉等を害し、被疑者らの抵抗による混乱を生じ、又は現場付近の交通を妨げるおそれがあるなどの事情のため、その場で直ちに捜索、差押えを実施することが適当でないときには、速やかに被疑者を捜索、差押えの実施に適する最寄りの場所まで連行した上でこれらの処分を実施することも、同号にいう「逮捕の現場」における捜索、差押えと同視することができるので、適法である。
- 4 刑訴法 220 条 1 項 2 号にいう「逮捕する場合」とは、単なる時点よりも幅のある逮捕する際をいい、逮捕との時間的接着を必要とするが、逮捕着手時の前後関係は問わないから、麻薬取締官が麻薬の違法譲渡の被疑事実で被疑者を緊急逮捕するために被疑者の自宅に赴いたところ、被疑者が外出中であつたが、帰宅次第逮捕する態勢で被疑者宅の捜索を開始し、麻薬を押収し、捜索開始から 2 時間後に帰宅した被疑者を緊急逮捕した場合にも、麻薬の捜索差押えは適法となる。
- 5 捜索差押えは捜査官が捜索場所において被疑事実と関連性のある証拠物のみを差し押さえなければならぬが、捜索差押許可状により差し押さえようとするパソコン、DVD 等の中に被疑事実に関する情報が記録されている蓋然性が認められる場合に、そのような情報が実際に記録されているかを捜索場所で確認していたのでは記録された情報を損壊される危険があるときは、刑訴法 111 条 1 項にいう「必要な処分」として、内容を確認することなくパソコン、DVD 等を差し押さえることが許される。

【問 6】刑事訴訟法第 39 条第 3 項は、「検察官、検察事務官又は司法警察職員…は、捜査のため必要があるときは、公訴の提起前に限り、第一項の接見又は授受に関し、その日時、場所及び時間を指定することができる。但し、その指定は、被疑者が防禦の準備をする権利を不当に制限するようなものであつてはならない。」と規定する。次の【事例】につき、検察官等が同項の指定権を行使することができるか否かについて述べた後記アからオまでの【記述】のうち、正しいものの組合せは、後記 1 から 5 までのうちどれか。1 つ選びなさい。ただし、判例がある場合には、それに照らして考えるものとする。

【事例】甲は、令和 2 年 4 月 10 日、X 市で発生した窃盗事件（①事件）で逮捕され、4 月 13 日に勾留された後、5 月 2 日、窃盗罪で起訴された。①事件の捜査中、甲に Y 市で発生した殺人事件（②事件）の被疑者である嫌疑が生じたため、起訴後に勾留されていた甲は、5 月 3 日以降、②事件について任意で取調べをうけた。その後、甲は、5 月 10 日、②事件で逮捕され、5 月 13 日に勾留された後、6 月 1 日、殺人罪で起訴された。他方、甲の妻は、4 月 10 日、弁護士 A を①事件の弁護人として選任し、5 月 4 日、弁護士 B を②事件の弁護人として選任した。

【記述】

- ア 4月10日の弁護人Aによる初回の接見について、検察官等は指定権を行使することはできない。
- イ 5月5日の弁護人Aによる接見について、検察官等は指定権を行使することができる場合がある。
- ウ 5月5日の弁護人Bによる接見について、検察官等は指定権を行使することはできない。
- エ 5月14日の弁護人Aによる接見について、検察官等は指定権を行使することはできない。
- オ 5月20日の弁護人Bによる接見について、検察官等は指定権を行使することができる場合がある。
1. アイ 2. アエ 3. イウ 4. ウオ 5. エオ

【問7】検察官の権限に関する次の学生アからオまでの【発言】のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。1つ選びなさい。

【発言】

- 教授：刑事訴訟法上、検察官の権限やその行使の在り方について様々な規定がありますね。
- 学生ア：はい。検察官は、公訴権を有していますが、証拠に基づき有罪判決を得られる高度の見込みがある場合には、公訴を提起しなければならないと定められています。
- 学生イ：公訴権は、原則として検察官が独占していますが、裁判所の付審判決定があったときは公訴の提起があったものとみなされます。これは、起訴独占主義の例外の1つです。
- 学生ウ：第一審の判決があるまで、検察官は、公訴を取り消すことができますが、検察官が公訴を取り消すには、裁判所の許可が必要です。
- 学生エ：検察官は、公訴を提起した後も、必要と認めるときは、自らその犯罪を捜査することができます。
- 学生オ：検察官は、再審請求権を有していますが、有罪の言渡しを受けた者の利益のために、再審を請求することはできません。
1. アウ 2. アエ 3. イウ 4. イエ 5. エオ

【問8】公判前整理手続における証拠開示に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。1つ選びなさい。

- ア 検察官は、証明予定事実を証明するために取調べを請求した証拠については、速やかに、被告人又は弁護人に対し、開示をしなければならない。
- イ 検察官が検察官作成に係る被告人の供述録取書の取調べを請求した場合において、司法警察員作成に係る被告人の供述録取書であって、検察官作成に係る被告人の供述録取書の証明力を判断するために重要かつ必要であると認められ、その重要性及び必要性の程度が高いときであっても、検察官は、速やかに当該供述録取書を開示する義務を負うとは限らない。

- ウ 裁判所は、被告人又は弁護人が開示をすべき証拠を開示していないと認めるときは、検察官の請求により、決定で、当該証拠の開示を命じなければならない。
 - エ 被告人又は弁護人は、検察官から証明予定事実を記載した書面の送付を受け、かつ、開示をすべき証拠の開示を受けた場合において、裁判所及び検察官に対し、公判期日においてすることを予定している事実上及び法律上の主張をし、当該主張が相当であると認められるときは、検察官から当該主張に関連する証拠の開示を受けることができる。
 - オ 公判前整理手続は、できる限り早期に終結させるよう努めなければならないので、検察官は、証拠開示に関する裁判所の決定に対して、不服申立てをすることができない。
1. ア ウ 2. ア エ 3. イ ウ 4. イ オ 5. エ オ

【問 9】刑事事件の通常の第一審公判において行われる次のアからオまでの各手続を先に行われるものから時系列に沿って並べた場合、正しいものは、後記1から6のうちどれか。1つ選びなさい。

- ア 弁護人の弁論
- イ 検察官の冒頭陳述
- ウ 人定質問
- エ 黙秘権等の告知
- オ 起訴状朗読

1. オエウイア 2. オウエアイ 3. エオウアイ 4. エウオイア
5. ウオエイア 6. ウエオイア

【問 10】裁判員裁判に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。1つ選びなさい。

- ア 裁判員の参加する合議体の構成は、原則として、裁判官3人、裁判員6人である。
- イ 裁判員の選任手続は、公開の法廷で行われる。
- ウ 検察官が、裁判員候補者につき不選任の請求をする場合、必ず理由を示さなければならない。
- エ 補充裁判員は、裁判員の員数が不足した場合に、不足した裁判員に代わって裁判員に選任されるが、選任されるまでは、訴訟に関する書類及び証拠物を閲覧することはできない。
- オ 法令の解釈に係る判断については、裁判官のみの合議によってなされる。

1. ア ウ 2. ア オ 3. イ ウ 4. イ エ 5. エ オ

【問 11】次の【記述】は、前科証拠の証拠能力に関する最高裁判所の判例を要約したものである。【記述】中の①から③までの（ ）内から適切な語句を選んだ場合、その組合せとして正しいものは、後記1から5までのうちどれか。1つ選びなさい。

【記述】 前科も一つの事実であり、前科証拠は、一般的には犯罪事実について、様々な面で証拠としての価値、すなわち①（ア．法律的関連性 イ．自然的関連性）を有している。反面、前科、特に同種前科については、被告人の犯罪性向といった実証的根拠の乏しい人格評価につながりやすく、そのために事実認定を誤らせるおそれがあり、また、これを回避し、同種前科の証明力を合理的な推論の範囲に限定するため、当事者が前科の内容に立ち入った攻撃防御を行う必要が生じるなど、その取調べに付随して②（ア．争点が拡散する イ．不当な不意打ちになる）おそれもある。したがって、前科証拠は、単に証拠としての価値があるかどうか、言い換えれば、①があるかどうかのみによって証拠能力の有無が決められるものではなく、前科証拠によって証明しようとする事実について、実証的根拠の乏しい人格評価によって誤った事実認定に至るおそれがないと認められるときに初めて証拠とすることが許されると解するべきである。本件のように、前科証拠を被告人と犯人の同一性の証明に用いる場合についていうならば、前科に係る犯罪事実が③（ア．顕著な特徴 イ．相当の重大性）を有し、かつ、それが起訴に係る犯罪事実と相当程度類似することから、それ自体で両者の犯人が同一であることを合理的に推認させるようなものであって、初めて証拠として採用できるものというべきである。

1. ①ア ②ア ③ア 2. ①ア ②イ ③ア 3. ①ア ②イ ③イ
4. ①イ ②ア ③ア 5. ①イ ②ア ③イ

【問 12】刑事訴訟における証拠と憲法の諸規定に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものの組合せは、後記 1 から 6 までのうちどれか。1 つ選びなさい。ただし、判例がある場合には、それに照らして考えるものとする。

- ア 違法に収集された証拠物の証拠能力については、憲法及び刑事訴訟法に明文の規定は置かれていないものの、刑事訴訟法の解釈として、憲法第 31 条による適正手続の保障並びに憲法第 35 条による住居の不可侵及び捜索・押収を受けることのない権利の保障にも鑑み、そのような証拠物の証拠能力が否定される場合がある。
- イ 国外にいるため公判準備又は公判期日において供述することができない者の供述を録取した検察官面前調書を、刑事訴訟法第 321 条第 1 項第 2 号前段の規定により証拠とすることは、それが作成され証拠請求されるに至った事情や、供述者が国外にいることになった事由のいかんによっては、憲法第 37 条第 2 項の保障する証人審問権の趣旨に鑑み許されない場合がある。
- ウ 自己負罪拒否特権に基づき証言を拒否する証人に対して刑事免責を付与して供述を強制することは、憲法第 38 条第 1 項に違反するから、そのようにして得られた供述を、被告人の有罪を認定するための証拠とすることは許されない。
- エ 任意にされたものでない疑いのある自白を、犯罪事実を認定するための証拠とすることは、刑事訴訟法第 319 条第 1 項の定める自白法則に違反するが、憲法第 38 条第 2 項の定める自白法則には違反しない。

オ 公判廷における被告人の自白を唯一の証拠として被告人を有罪とすることは、刑事訴訟法第 319 条第 2 項の定める補強法則に違反するが、憲法第 38 条第 3 項の定める補強法則には違反しない。

1. ア ウ 2. ア オ 3. イ ウ 4. ウ エ 5. ウ オ 6. エ オ

【問 13】主尋問後に証人が所在不明になるなどの事情により反対尋問を経していない証人の証言の証拠能力に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものの組合せは、後記 1 から 6 までのうちどれか。1 つ選びなさい。

ア 伝聞証拠とは、反対尋問を経していない供述証拠であることを強調すると、反対尋問を受けておらず、伝聞証拠に当たることになるから、前記証言の証拠能力を否定する見解に結び付く。

イ 「公判期日における供述に代えて書面を証拠とし、又は公判期日外における他の者の供述を内容とする供述を証拠とすることはできない」という刑事訴訟法第 320 条第 1 項の文言を言葉どおりに解釈すると、前記証言の証拠能力を否定する見解に結び付く。

ウ 裁判官が証人の証言態度等を直接観察していることを重視すると、前記証言の証拠能力を否定する見解に結び付く。

エ 証人は、宣誓をしており、偽証罪による制裁という威嚇がある下での供述であることを重視すると、前記証言の証拠能力を肯定する見解に結び付く。

オ 前記証言が伝聞証拠に当たらないとの見解に立っても、反対尋問が実施できなくなった事情について証人申請をした当事者の責めに帰すべき理由がある場合には、手続的正義に反し、証拠能力が否定されると考えることも可能である。

1. ア イ 2. ア ウ 3. イ ウ 4. イ エ 5. ウ エ 6. エ オ

【問 14】次の I から III までの【見解】は、「甲は、V に対する保護責任者遺棄致死罪で起訴されたが、公判において、証拠調べの結果、甲が V を遺棄した当時、V が生きていたか死亡していたかが判明せず、甲に 保護責任者遺棄致死罪と死体遺棄罪のどちらかが成立することは疑いがないが、どちらであるかは確定できなかった場合に、裁判所は、どのような判決を言い渡すべきか。」という問題に関する考え方を述べたものである。

【見解】に関する後記アからオまでの【記述】のうち、誤っているものは幾つあるか。後記 1 から 6 までのうちから 1 つ選びなさい。

【見解】

I 無罪判決を言い渡すべきである。

II 保護責任者遺棄致死罪又は死体遺棄罪のいずれかの事実が認定できるという択一的認定をして、有罪判決を言い渡すべきであるが、量刑は、軽い死体遺棄罪の刑によるべきである。

III 軽い死体遺棄罪の事実を認定して、有罪判決を言い渡すべきである。

【記述】

- ア Iの見解に対しては、国民の法感情に反するという批判がある。
- イ Iの見解に対しては、刑事訴訟において重要なのは、特定の犯罪に当たる事実の証明がされたかどうかであるとの批判がある。
- ウ IIの見解は、保護責任者遺棄致死罪又は死体遺棄罪のいずれかであることは疑いがない以上、軽い罪の刑で処罰するのであれば、「疑わしいときは被告人の利益に」の原則に反しないとする。
- エ IIの見解に対しては、合成的な構成要件を設定して処罰することになり、罪刑法定主義に反するという批判がある。
- オ IIIの見解は、保護責任者遺棄致死罪又は死体遺棄罪のどちらかが成立することは疑いがない状況で、重い保護責任者遺棄致死罪の事実が認定できないのであれば、死体遺棄罪が疑いなく証明されたと考えるべきであるとする。
1. 0個 2. 1個 3. 2個 4. 3個 5. 4個 6. 5個

【問 15】 次のアからオまでの各記述のうち、正しいものの組合せは、後記 1 から 6 までのうちどれか。1つ選びなさい。

- ア 日本国憲法が被疑者・被告人の権利を保障する諸規定を置いたのを受けて、刑事訴訟法第 1 条は、同法の目的として、「適正手続の保障」と「人権の尊重」を掲げる一方、「事案の真相の解明」については明文に掲げなかった。
- イ 刑事訴訟法が「起訴状一本主義」を採用したことにより、公判における事実審理を裁判所が主導して行う「職権主義」は実際上困難となり、当事者による証拠調べ請求や交互尋問など、「当事者主義」による訴訟追行が原則として行われることとなった。
- ウ 刑事訴訟法は、裁判所が審判を行うことのできる対象について、検察官が「訴因」として明示する犯罪事実に限定されることはなく、当該犯罪事実と「公訴事実の同一性」の関係が認められる事実に至るまで及ぶことにより、審判対象設定における「当事者主義」を採用した。
- エ 犯罪事実については、その存在が証明されたとの心証を裁判所がいただいたのでない限り無罪が言い渡されるという意味で、検察官が「挙証責任」を負うとされるが、これは、刑事訴訟法が「当事者主義」による訴訟追行を原則としたことによるものであり、「職権主義」の下では、検察官が犯罪事実について「挙証責任」を負うことはない。
- オ 確定した判決の言渡しを受けた者にとって不利益となる再審を認めることは、「二重の危険の禁止」に反する疑いがあるため、刑事訴訟法は、確定した有罪判決の言渡しを受けた者にとって利益な方向での再審のみを認めた。
1. アウ 2. アオ 3. イウ 4. イオ 5. ウエ 6. エオ

以 上